

大津環境人を育む行動計画

平成30年1月

大 津 市

大津環境人を育む行動計画

目 次

1	大津環境人を育む行動計画の考え方	1
2	環境教育の必要性	3
3	環境教育の変遷	4
4	「大津環境人を育む基本方針」に基づく取組の状況	6
5	目標と実現に向けたステップ	9
6	大津環境人を育む行動計画の目指す方向と取組	11
7	重点的取組	17
8	各主体の役割	18
9	指標と目標	19
10	行動計画の推進体制	20
	《用語の定義》	21

1 大津環境人を育む行動計画の考え方

(1) 趣 旨

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済活動を進めながら持続的に発展することのできる社会をめざした環境教育の推進のための基本的な方向を示すため、本市では平成20年1月に大津環境人を育む基本方針（以下「基本方針」という。）を定めました。

この基本方針は、大津市総合計画に合わせて策定されたもので、平成19年度から平成28年度までの期間としていたことから、このたび、新たに、大津環境人を育む行動計画（以下「行動計画」という。）を策定します。この行動計画は、基本方針のもとで展開した結果を踏まえ、今日的な環境課題に対する取組も盛り込み、具体的な目標を掲げ、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、策定するものです。

(2) 位置づけ

①環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)第8条に基づいて策定します。

環境教育等促進法

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

②大津市総合計画2017

大津市総合計画基本構想の基本理念「自然、歴史、文化の保全、再生、活用」を実現するため、「自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります」の基本方針のもと、基本施策「自然豊かな景観を守り育て、自然と共生するまちにします」に沿った行動計画とします。

大津市総合計画 平成29年3月策定

基本理念：自然、歴史、文化の保全、再生、活用

私たちは、先人から受け継いだ自然、歴史、文化を大切に守り育て、保全、再生し、美しく質の高いまちを築くことを目指します。

それぞれの地域が有する自然や歴史、文化の特性を、まちの活性化や魅力あるまちづくりに活かすことを目指します。

基本方針：自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

豊かな自然、悠久の歴史、歴史・文化遺産などの大津の優れた資源を大津の財産として守り、活かし、世界に大津のすばらしさを発信します。インバウンド等、国内外から多くの人でにぎわう観光振興を図り、まちの活性化に取り組みます。

スポーツや文化・芸術を通じて、すべての市民が笑顔になれるまちを目指します。

基本施策：自然豊かな景観を守り育て、自然と共生するまちにします

湖辺・森林・里地里山・田園などの豊かで貴重な自然を守り育て、美しい大津の景観をいつまでも保ち続けていくため、自然環境の保全と共生に取り組むとともに、市民の憩いの場となる公園の維持管理や体験型環境教育等を通じて環境意識の向上及び行動の輪を広げていきます。

③大津市環境基本条例及び大津市環境基本計画（第2次）

大津市環境基本条例第7条の規定により策定した大津市環境基本計画（第2次）の基本目標「協働（環境を大切にする人が育つまち）」、基本方針「環境人の育成」、基本施策「環境教育の推進」に基づいた行動計画とします。

大津市環境基本条例

第7条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

大津市環境基本計画（第2次） 平成23年3月策定

基本目標：協働（環境を大切にする人が育つまち）

地球や身近な地域の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が主な要因であり、社会の構成員すべてが今日の環境問題の原因者でもあり、環境の恵みを受ける立場でもあります。このことから、環境問題の解決のため、大津市のすべての「市民」「事業者」及び「市」の主体的な参加と協働による活動を進める必要があります。

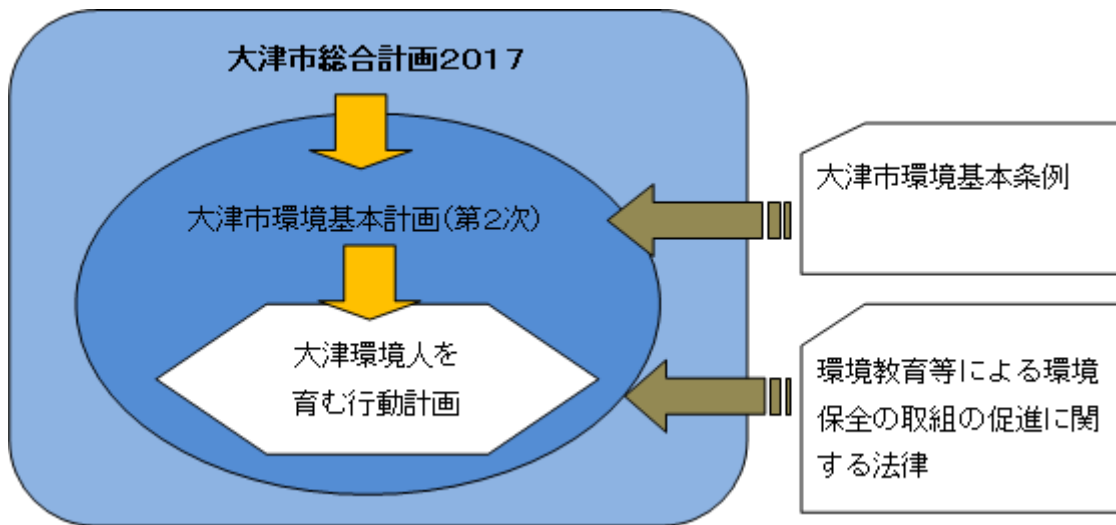
そのために環境教育の機会の充実を図るとともに、「市民」「事業者」の自発的な環境保全活動を進めるための情報を整備・提供することにより、環境保全のための役割と責任を自覚し適切に行動する人が育つまちを目指します。

基本方針：環境人の育成

基本施策：環境教育の推進

保育園・幼稚園・小中学校などの子どもも対象とした環境教育のための組織作りや拠点整備を進めます。

具体的には、保育園・幼稚園・小中学校などの指導者の環境教育への支援や、環境学習サポーター制度による講師派遣など指導者の充実、自然体験型学習・少年自然の家でのふるさと体験学習などによる自然に触れる機会の充実を図ります。

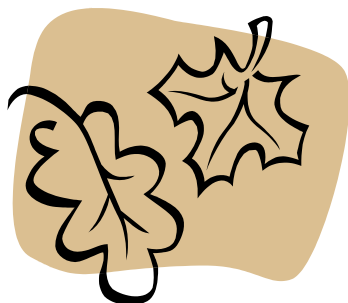


(3) 期 間

大津市環境基本計画（第2次）の基本施策である「環境教育の推進」についての実践的行動計画とするため、大津市環境基本計画（第2次）の期間満了までの、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

2 環境教育の必要性

日常生活に起因するごみなど身近な問題から地球温暖化のような地球規模に至るまで広範囲で根深く深刻な事態となっている今日の環境問題の危機を回避し、持続可能な社会を築いていくため、一人ひとりの環境問題に対する理解と責任ある行動に結び付けていく環境教育が必要であるなどとし、基本方針のもとで10年間実施してきました。環境教育の成果は、長期的視野で捉えるべきですが、既に、この10年間の環境教育で生まれ、今度



は、環境教育を実践する立場となって活躍している姿が見受けられます。このように、地道な活動ではありますが、撒いた種が、育ち、実をつけて、新たに種子をつけ、さらに多くの種が撒かれる事を目指し、継続して実施していく必要があります。

3 環境教育の変遷

基本方針を策定した平成20年1月以降、環境教育に関し、次の動きがありました。

(1) 国際的な動き

「国連E S D（持続可能な開発のための教育）の10年」（平成17年～平成26年）が終了し、平成25年の第37回ユネスコ総会において「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム（G A P）」が採択され、平成26年の国連総会において、国連E S Dの10年の後継プログラムとして承認されました。なお、E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム（G A P）は、持続可能な開発に向けた進展を加速するために、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことを目標としたプログラムになります。

また、持続可能な開発のための2030アジェンダで掲げられた「持続可能な開発目標（S D G s）」の17項目のうち、4「質の高い教育をみんなに」7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の2つのターゲットに対する施策として、E S D・環境教育の推進があげられています。

(2) わが国の動き

①「環境教育等促進法」の制定

平成23年、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）が公布され、翌年完全施行されました。

同改正法では、体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりが示されるとともに、具体的規定を充実させ、地方公共団体による協働取組等に係る行動計画等の作成の努力義務や地域の関係者からなる協議会の設置などが掲げられました。

②学習指導要領の改訂

平成20年3月に小・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領が改訂され、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境学習に関する内容の充実が図られました。

また、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領の更なる改訂があり（平成32年に小学校にて施行予定、平成33年に中学校にて施行予定）、その中においても、生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実や自然の中での集団宿泊体験活動の重視がうたわれています。

(3) 滋賀県の動き

滋賀県では、平成23年に「滋賀県環境学習推進計画（第2次）」を、更に平成28年3月に「第三次滋賀県環境学習推進計画」が策定されています。

第三次滋賀県環境学習推進計画では基本目標を『『いのち』に共感して自ら行動できる人育てによる、持続可能な社会づくり』と設定し、次の4つの分野での学習推進に重点的に取り組むこととしています。

- ①「暮らしと琵琶湖のつながり再生」についての学習推進
- ②「低炭素社会づくり」についての学習推進
- ③「生物多様性の保全」についての学習推進
- ④「循環型社会づくり」についての学習推進

また、拠点間のつながりや、学校等と地域のつながりの強化にも取り組むとしています。

(4) 大津市の動き

①「大津市総合計画2017」の策定

平成29年度を始期とする「大津市総合計画2017」を策定し、その下の実行計画に基づく計画とします。

*大津市総合計画2017 施策21 : 環境教育の推進

②「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ21おおつ（第2次）」の策定

平成23年3月に「大津市環境基本計画（第2次）」及び、「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ21おおつ（第2次）」を策定し、両計画とも平成32年度を目標に施策を推進しています。

大津市環境基本計画（第2次）では、「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」を目指す環境像とし、5つの基本目標を掲げ、そのうちの「協働」を達成するための基本施策として、「環境教育の推進」をあげています。

また、大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ21おおつ（第2次）は、地球環境保全施策を推進するための行動計画として策定したもので、重点的に取り組む「地球温暖化」と「生物多様性」として施策を掲げ、その中で「環境教育の推進」を図るものとしています。

4 「大津環境人を育む基本方針」に基づく取組の状況

(1) 基本的取組の状況

基本方針では、教育機関をはじめ多様な主体が参画し、各々の特長を生かした展開、また、本市の自然特性、豊富な環境教育情報を活用した内容としていくことを目指し、“実施体制の整備”、“自然体験型環境教育の推進”、“教育プログラムの充実”、“人材育成”、“教育フィールドと拠点整備”、“情報支援の充実”の6つの柱を基本的取組としました。

①実施体制の整備

環境教育に関わる部署による横断的な推進体制として、「大津環境人を育む基本方針推進委員会」を設置し、実施状況の情報共有を図っております。また、本市や民間、市民団体等で構成する「大津環境学習活動実行委員会」では、自然体験型環境教育の企画や実施、実施後の振り返りを協働で行っています。

②自然体験型環境教育の推進

葛川少年自然の家で実施される、小学4年生を対象にし、森林ハイキング、間伐体験、火おこし体験、水質検査などを盛り込んだ、森林環境学習「やまのこ」事業など教育機関も含めた多様な主体が取り組み、おおむね毎年250件以上実施しています。

③教育プログラムの充実

学校教育では、葛川少年自然の家で小中学生を対象に、自然を愛し、美しいものに感動する豊かな心を持った人間性の育成を図ることを目的にした森林環境学習「やまのこ」を実施するなど、環境学習を様々な教育プログラムに取り入れています。また、小学3年生から中学生までを対象とした「大津こども環境探偵団」などでは、事業の目的を明確化し、宿泊体験やホテル観察などの体験とともに科学的な視点も重視しています。

④人材育成

環境教育の成果は、長期的視野で検証する必要があります。人材育成の成果の一つとしては、「大津こども環境探偵団」の卒団生が、大学生や社会人になって、今度は探偵団活動を企画、運営する「大津こども環境探偵団エコリーダー」として成長し、“まちの環境リーダー”として活躍しています。

⑤教育フィールドと拠点整備

比叡・比良、琵琶湖をはじめとする、本市の豊かな自然環境を教育拠点として活用しています。自然家族事業での「里」の日、「山」の日など、地域や市民団体の協力のもと、本市のあらゆる地点をフィールドに活動しています。また、本市のごみ処理施設を見学することで、ごみの減量・分別の大切さについて気づき、普段の生活を見直すことで環境保全の意識を養うようつなげています。

⑥情報支援の充実

現在、「大津のかんきょう宝箱」「こども環境人」ホームページをツールとし、環境知識や環境イベントなどの情報を発信し、平成28年度は約34万件のアクセスがありました。また、「大津のかんきょう宝箱」は、行政機関だけでなく、市民、市民団体なども情報を掲載できるシステムとし、市民目線でのわかりやすい情報を整備し、提供しています。

(2) 重点的取組の状況

基本方針では、6つの基本的取組を掲げていますが、さらに、「親子・家族で参加する自然体験型環境教育の推進」と「学校教育における環境教育の充実～体験学習の実践力を身につけた指導者育成～」の2項目を重点的取組としてあげています。

①親子・家族で参加する自然体験型環境教育の推進

自然家族事業と称した、本市の“湖辺”や“山”、“田”、“川”をフィールドとし、親子・家族で参加し、自然にふれあいながら、体験を共有する取組を行いました。

例えば、自然家族事業のうちの「里」の日では、苗を植え、稲刈り、脱穀までを一貫して同じ家族が体験し、自然の中で、伝統的な日本の農作業を身近に感じ、米作の大変さ、素晴らしさ、食物への感謝などを味わいました。このような自然家族事業への参加人数は、平成28年度までに累計5,589人となりました。

また、事業の拠点となる活動フィールドの整備や事業の企画については、市民団体等との協働により、工夫を凝らして、参加者が有意義に過ごせるようにしました。

②学校教育における環境教育の充実～体験学習の実践力を身につけた指導者育成～

教育機関にも働きかけ、環境教育の指導者となるべく、多くの参加を募っています。自然体験型環境教育を実際に経験し、同時に、指導のポイントや安全への配慮などを学んでもらいました。

(3) 各主体による取り組み

環境教育は、教育機関や行政だけでなく、市民団体、事業者、市民などあらゆる主体が取り組むことによって、推進される必要があります。基本方針での、各主体による取組を振り返ります。

①市民の取組

子どもから高齢者までの市民が、それぞれの生活の中で自然体験活動を通じた環境学習やリサイクル活動に取り組んでいます。

一例として、「地球温暖化防止のためにまず1日、皆で環境に優しい生活を行おう」をスローガンに年に1日行われる「大津市エコライフデー」への参加は平成28年度末で累計5,965世帯になり、参加した世帯からは「今後もエコライフに取り組みたい」等の感想が多くありました。

②市民団体の取組

ボランティア団体やNPO法人など同じ公益目的を持った団体では、専門知識を活かした環境教育の実践や自然環境の保全活動など様々な分野で活動しています。

一方、自治会等地縁的なつながりから構成される団体では、子どもから高齢者まで幅広い年代の参加による地域の清掃活動や園芸活動、PTA活動においては環境に関する講演会、研修会や勉強会などを行っているところもあります。また、地域の河川清掃等をボランティアで行う河川愛護活動などもその活動のひとつです。

③教育機関の取組

本市教育委員会は、学校教育目標を掲げるとともに学校・園経営の指針を作成しており、その中において社会の変化や今日的課題に対応した教育の一つに環境教育を位置づけています。そして、湖都大津の豊かな環境の中で、自然や人とのふれあいを大切にす教育を推進するとともに環境教育の意義や重要性を踏まえて、地域の特色を生かした創意ある指導計画を作成し、日常実践活動の充実を図っています。

これら活動には、自然体験学習等、授業の一環として実施されるもののほか、児童・生徒会等の組織として地域のクリーン活動に参加するものなど多種多様な取組があります。

④事業者の取組

ごみ減量やリサイクルの推進、省エネルギー対策などの事業所内の取組だけでなく、地域と連携した清掃活動やヨシ保全活動を行うほか、企業本来の活動とは別に、例えば、子どもたちが環境に関する様々な活動を行うための誰でも参加できるクラブを運営し、環境学習や自然体験活動の機会を提供するといった事業所外での活動に取り組む事業所もあります。

⑤市の取組

本市では、基本方針に基づいて、環境教育に関する取組を幅広く展開してきました。「親子・家族で参加する自然体験型環境教育の推進」と「学校教育における環境教育の充実～体験学習の実践力を身に付けた指導者育成～」を重点的取組とし、自然家族事業や指導者研修会に取り組みました。

5 目標と実現に向けたステップ

(1) 目標

行動計画における『環境教育の目標』は、基本方針に掲げられた目標を引き継ぎ、以下のように定めます。

かんきょうびと 環境人の育成

「環境人」は、大津市独自の表現で、持続可能な社会の構築という課題に対し、生活や仕事等を通じて、また地域・地球環境に接しながら、人と自然、人と社会環境の関係について自ら関心を持ち、認識を深め、主体性を持って責任ある行動を実践する人を表します。

「環境人」は、家庭や地域社会の一員としての責任を持ち、現在及びこれからの環境のことを考えた生活や活動を進め、加えて仕事面においても同様に環境問題に対して積極的に取り組んでいきます。

大津市環境基本計画（第2次）では、環境面からみた大津のあるべき姿を「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」と掲げて、その実現を目指しています。

基本方針では、持続可能な社会を創出するには、日常生活を営む一人ひとりが、“人と自然”、“人と社会環境”の関係性について関心を持ち、認識を深め、行動する、『環境人』の存在が重要であるとされ、そのような一人ひとりを育成し、増やしていくことを目標としています。また、「大津市環境基本計画（第2次）」では、「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」を目指す環境像としています。

行動計画においても、基本方針における目標を堅持し、「環境人の育成」を目指すことを目標とします。



(2) 実現に向けたステップ

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく、国の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針」によれば、『環境教育については、1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示された』とされています。このことは、本市の基本方針においても、重要と位置づけて、取組に反映してきました。

①環境への『関心』を持つ 《第一段階》

環境への感性や環境への思いは、恵み豊かな自然の中で、五感を駆使した感動や驚き、畏れなどを体感したり、幼児期からの生活体験を積み重ねたりすることによって培われるものであり、こうした体験機会が重要です。そのため、自然の中での体験などを通じ、環境への感性を育み、想像力・創造力の基礎を作ることを大切にします。そして、恵み豊かな環境が大切な存在であることに気づき、環境の大切さに『関心』を抱くことができるようにします。

②“人と自然”、“人と社会環境”の関係性について『認識』を深める《第二段階》

日常の消費生活や事業活動などは、健全な自然環境があって初めて実現するものであることを理解し、一方で私たちの活動が環境のバランスに影響を与えていることの自覚と責任について、また、環境負荷を生み出している社会経済の仕組みや私たちの生活文化、そして今後のあるべき方向性について『認識』を深めます。なお、環境を理解するうえで科学的知見に基づいた知識の習得や分析・調査・観察を通じた理化学的な学習も幼児期からしっかりと積み上げることが環境認識を深めるために必要です。

③環境問題への解決をめざして『実践』する 《第三段階》

持続可能な社会の実現に向けて、地域にとどまらず地球規模にまで、また、現在のみならず将来の世代にまで視野を広げていくことが重要です。

そして、将来の環境ビジョンをイメージして、その実現に向けた行動を考え、積極的に、また責任感を持って日常生活や社会活動の中で環境問題の解決をめざし、各主体が自らできるかぎりの行動や活動を『実践』します。

このように知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人材が育っていくことが必要です。

6 大津環境人を育む行動計画の目指す方向と取組

基本方針から更に進んだ取組や今日的環境問題についての取組を踏まえ、目指す方向と取組を定めます。

(1) 多様な主体による取組と連携の推進

環境教育は多様な主体で実施され、連携が図られることにより、それぞれが有する知識や技術等が最大限に発揮され、効果的効率的に展開していくことが重要です。

これまで事業者・ボランティア団体・市などの協働による自然体験学習の取組や、学校と市で連携して資源とごみ学習の推進などが行われてきましたが、さらに、環境教育を実施している各主体の特性を活かし、つなげることで、より充実した環境教育が実施できることが期待されます。また、市は市域全体で実施される環境教育活動の状況を把握し、各主体間の交流の場の提供やコーディネート、更には協働推進のための協定の締結などを行うことにより協働を推進することを目指します。

<主な取組>

- ・自然家族事業
- ・大津こども環境探偵団事業
- ・出前講座
- ・副読本「くらしとごみ」による学習
- ・地球温暖化等連続講座
- ・ごみゼロ大作戦
- ・リサイクルフェア
- ・環境情報合同交流会の開催
- ・環境学習活動実行委員会の運営
- ・協働推進のための協定の締結

(2) 人材育成と活用

環境教育には、幅広く豊富で専門的な知識と経験、技能を有する指導者層の存在が不可欠であり、指導者の資質と量が成果を大きく左右するものです。環境教育で重要となる体験活動や実践活動については、できる限り多くの学校外の専門家や地域の指導者が関わることで教育効果の向上だけでなく、安全性の確保の面からも大変有効となります。

大津こども環境探偵団の卒団生をはじめ、これまでの環境教育の受け手が、環境教育の指導者やサポーターとして活躍してきています。

一方で、保育所、幼稚園、小・中学校で環境について学ぶ児童生徒や教員・指導者自身に豊富な自然及び生活体験が不足しがちという一面があります。このような実情を踏まえて基本方針に基づき、就学前の子ども及び学校内外を対象とする指導者、児童クラブ・児童館などの指導員を対象とした研修会などを実施してきましたが、これを継続することで指導者の人材育成に努めるとともに、環境教育の受け手や指導者研修の受講者が更に活躍できるようマッチングを進めていきます。

<主な取組>

- ・環境教育指導者の養成
- ・教員の研修等の推進（教員初任者研修会における環境教育講習）
- ・環境教育人材発掘
- ・登録制度（環境学習サポーター制度）
- ・幼保職員の研修等の推進
- ・講座、研修会開催による人材育成、活動支援
- ・おおつ学の実施

（3）本市の特性を踏まえた環境教育の推進

天津市の社会特性や自然特性を踏まえて各主体が環境教育を実施することを目指します。特に学校園においてこれらの取組が推進されることが重要です。

また、天津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ21 おおつ（第2次）に示す地球温暖化防止と本市のごみ処理施設の更新を契機としたごみ減量に向けての取組も環境教育のテーマとして取り組みます。

①自然体験型環境教育の推進

環境教育の基本は“人と自然”の関係性を学ぶことにあり、これを体験的に学習することで自然への感謝の気持ちを抱き、自然の厳しさとともに生命への畏敬の念を育んでいきます。自然体験という手法は、人間と自然が近い関係になれる最も効果的な方法であるという観点から重視するものです。

比叡・比良などの山並みから琵琶湖に至る天津の豊かな自然特性を活用し、自然と調和して生きていくことの大切さや守り育てる必要性を学び取り、自然に配慮した思考と行動を持って生活を営むことを目指します。

<主な取組>

- ・ふるさと体験学習事業
- ・森林環境学習「やまのこ」事業
- ・天津緑の少年団事業
- ・うみのこ
- ・水辺の楽校
- ・農業体験（たんぼのこ）による食育の推進
- ・保育園、幼稚園における環境教育の推進
（田んぼでの遊び、リサイクル活動、地域散策、栽培活動など）
- ・児童クラブにおける地域に根ざした環境教育、活動の推進
（近隣散歩や散策活動、近隣清掃、栽培クッキング、草木染などの自然を生かした活動）

②地球温暖化防止に向けた環境教育の推進

地球温暖化は、その現象を実感することが難しいものの、その原因は広範囲に及び、日々の暮らしや通常の事業活動も一因となっており、全ての人々に具体的な行動が求められています。

このため、地球温暖化問題を正しく理解し、自らの問題として捉え、主体的に自らのライフスタイルを見直すことを目指します。

<主な取組>

- ・学校教育における環境教育の推進
- ・地球温暖化防止活動推進センターの活動
- ・環境保全協定向け研修会
- ・職員研修の実施
- ・公民館講座、出前講座等各種講座
- ・消費者教育の推進（地産地消、グリーン購入）

③ごみ減量に向けた環境教育の推進

ごみは、全ての人々が日々の生活に関わり、減量やリサイクルに向けた取組が求められています。特に大津市では、処理施設の更新を契機に、市民一人ひとりにこれまで以上の取組が求められており、本市の社会的特性の一つとして考えられます。

また、ごみ減量とリサイクルに向けた市民活動が行われており、これらの活動への一層の参加が期待されています。

このため、廃棄物に係る様々な課題を正しく理解し、自らの問題として捉え、主体的に自らのライフスタイルを見直すことを目指します。

<主な取組>

- ・副読本「くらしとごみ」による学習
- ・ごみ処理施設見学
- ・ごみ減量と資源再利用推進会議との協働事業
(リサイクルフェア、生ごみの水切り運動、食品ロス削減運動、古着・古布のイベント回収、ノーポイ運動、おおつエコリサイクルコンクールなど)

(4) 教育プログラムの整備と活用

教育プログラムの整備に当たっては、目的を明確にするのはもちろんのこと、体験を基本に環境への認識を深めること、科学的視点を取り入れることを重視します。安全確保も非常に重要です。

また、実施後は効果の検証や評価を行います。

①実施目的の明確化

実施される一つひとつのプログラムをはじめ、それを束ねる施策等について、それぞれに実施する目的が存在しますが、実施すること自体の行為をもって目的化することなく、また教育プログラムに関して習得する内容そのものを参加者の受け止め方に委ねるようなことがないように留意します。また、教育プログラムを実施する前に、実施する目的について十分に検討することとし、意義のあるプログラム実施につながるよう個々具体的な目標設定に努めます。

②ライフステージに応じた環境教育

環境教育は幼児期から成人まで、継続的にそれぞれの発達段階に応じて実施されることが必要です。また、成長過程に応じて重視すべき課題のウエイトを変えることが大切です。

特に幼児期は、私たちは生態系の中で生存していることを理解することが大切であり、いのちあるものに触れ、いのちの感動や実感を得て、いのちを尊ぶ心を育むことが非常に重要です。

就学期においては、自然環境とふれあう体験を重ね、また、学校教育における環境教育により、環境問題に関する理解を深めるとともに、省エネ活動や地域の清掃など環境保全活動にも積極的に取り組み、体験の中で環境問題の理解を深める環境教育が必要です。

成人においては、日常生活や事業活動と環境の関連について理解を深め、環境に配慮した活動を促進する環境教育が必要です。

③体験を重視しながら、認識を深める

環境教育の手法には、講座やワークショップ、調査型、活動参加型など様々な方法が考えられますが、間接体験や疑似体験のみによる学習は不十分さが懸念されることから、特に本計画に基づく環境教育、特に自然環境分野で学ぶプログラムは五感を十分に働かせ、体を通じて学ぶ体験型手法を重視します。

なお、体験型手法においても環境教育の視点からの体験を踏まえた説明や講義、さらには講座の開催などにより、更に認識を深めるものとします。

④科学的な視点の重視

地球環境の問題や省エネルギー、廃棄物問題など、環境問題は、客観的かつ公平な態度で捉えていくことが重要です。学校教育において、理科、社会科、家庭科、生活科など各教科や総合的な学習の時間などの年間指導計画に、副読本などの活用を図り、計画的・系統的な環境教育の推進に努めているところですが、一定の年齢に達した子どもに

対しては、幼児期のように感性や感覚だけで環境を捉えるのではなく、学校教育を中心に水質や生物調査、ビオトープなどの観察を通じて、科学的な視点を踏まえることを重視します。

⑤安全の確保

環境教育は、その対象が幅広い年齢層にわたることから、安全確保については留意が必要です。対象者の年齢や体力、教育レベル等に応じて安全を確保するポイントや体制が異なってくることや自然を対象とするプログラムでは、天候やフィールドの十分な事前チェックを怠らないなど安全確保に努めます。

その一方で、特に自然体験等を通じた活動においては、冒険性や興味関心をかき立てる自由な発想を阻害しないようにすることも重要です。生活の各場面における潜在的な危険に対して、自らの安全を確保するために、自分で考え、自分で行動し、判断できる能力を環境教育の体験を通じて習得していくことも大切にしなければなりません。

⑥実施後の効果の検証、評価

プログラムを実施した後に、当初の目的が達成できたかという効果、評価の検証は非常に重要です。

ただし、一回の取組で判定することには限界があり、また、効果や評価自体、数値化が測れないことや人の意識に係るものが多いこと、また、短期間での成果は困難であることなど、検証は大変難しいものです。しかしながら、自然家族事業、指導者研修会、大津こども環境探偵団事業については事業評価を行い、継続的改善を実施してきました。今後も中長期的に取り組む事業や施策については、可能な限り評価に努め、その後の事業に反映するとともに、検証の報告を行政内部の組織や大津市環境審議会等に対して行っていきます。

⑦継続性の重視

イベント手法を活用した環境教育の取組は別として、一般に教育プログラムは継続により受け手側の効果が高まり、また、プログラムの質も高まることから、一定の継続性を重視して実施します。

<主な取組>

- ・学校教育における環境教育の推進

(各教科における教育や副読本「くらしとごみ」「あおい琵琶湖」による学習など)

- ・保育園、幼稚園における環境教育の推進

(生き物の飼育、栽培活動、リサイクル活動、地域の自然を活用した園外保育など)

(5) 教育拠点の活用

環境教育は、あらゆる場所で行われることが基本です。葛川少年自然の家などの施設利用、公園における自然観察や市のごみ処理施設における見学会なども行われ、環境学習の場として機能してきました。

また、森、里山、川、琵琶湖といったフィールドは自然体験型環境教育の場として重要であり、これまで多くの主体の取組で活用されています。

さらには、民間事業者が山や琵琶湖などで環境学習を実施したり、自社工場に見学者を受け入れたりするなどして環境学習を実施しています。

本市では、環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定制度の仕組みも検討します。このことから、既存の施設や場所の活用を念頭に置きながら、環境教育の拠点として、多様な実施者が活用できることを目指します。

<主な取組>

- ・環境学習コーナーの設置
- ・環境学習フィールドの調査、データベース化
- ・自然体験の機会の場の認定
- ・学習環境の整備
- ・少年自然の家管理運営事業
- ・環境教育機材の貸し出し
- ・児童館における環境学習の推進（プラネタリウム見学や美化活動）

(6) 情報提供の推進

環境教育に取り組んでいくためには、情報面からの支援が欠かせません。そのため、環境教育プログラムやイベントの開催、その募集情報、環境教育関連施設やフィールド情報、NPOや社会貢献企業などの各主体の概要、指導者などの人材、様々な環境知識など、環境教育関連の情報を一括して提供することに努めます。

これまで、環境人ホームページの構築・情報更新、情報誌の発行に取り組んできましたが、今後も環境教育に関して市内で活躍されている市民やNPO、企業、教育機関などに呼びかけ、可能な限りの情報収集を図るとともに、環境教育情報システムの活用を推進します。特にSNSを活用した情報発信への対応に取り組めます。

<主な取組>

- ・環境情報システムの拡充
- ・市広報による環境学習情報提供
- ・SNSなど双方向型情報共有
- ・リサイクル情報の掲載
- ・こどもエコクラブ活動の推進
- ・活動事例の収集、整理
- ・活動事例集の発信
- ・活動ノウハウ提供
- ・環境学習情報紙の発行
- ・大津市地球温暖化防止活動推進センターによる情報発信
(環境学習情報紙の発行、ホームページでの情報発信、セミナーの開催)

7 重点的取組

(1) 親子・家族で参加する自然体験型環境教育の推進

基本方針では、特に次代を担う世代が持続可能な社会形成の意義を理解し、恵み豊かな環境を確実に守り育てていくために、就学前の小さな子どもたちから、若い世代のお父さんお母さん等も一緒になって、親子・家族がそろって“人と自然”の関係性を学ぶことを目的に、本市の豊かな自然を活かし自然体験を通じて楽しみながら学ぶ「自然体験型環境教育」として「自然家族事業」を実施してきました。

この事業は、大学、企業、市民団体、市民、市からなる「環境学習活動実行委員会」が協働で事業の企画を行い、この実行委員会及び主に市民からなるボランティアスタッフ（EVS）が当日の事業運営を行うことにより実施されています。また、事業の開催によって培ったノウハウを活かしNPO法人への委託も実施しています。

このような親子・家族で取り組める自然体験型環境教育は、多様な主体の参加、連携、プログラム開発といった面で先導的な取り組みであることから、本計画においても重点的に展開していきます。

これにあたっては、「6 大津環境人を育む行動計画の目指す方向と取組」に示す事項を常に考慮して実施するとともに、その成果と課題を解析して、同事業だけでなく、本計画の推進に反映するほか、環境教育プログラムや実施のノウハウを他の環境教育実施主体にも提供することで全体のレベルアップにつなげていきます。

(2) 環境教育指導者育成・主体間連携の推進

基本方針では、学校教育における環境教育の充実を目的に、体験学習の実践力を身に付けた指導者育成を重点的に進めてきました。

具体的には教員の初任者研修会における本市の環境学習の紹介、環境教育指導者を対象としたフィールドにおける実践的な研修会を開催してきました。

環境学習の質及び量を充実するためには、指導者の育成は重要なことであることから、今後も教員研修の内容の質を高めつつ、教育機関だけでなく市民、市民団体、事業者など対象を広げ指導者研修を進めます。また、研修では具体的なプログラムの実習だけでなく、行動計画に示す大津市における環境教育の目的・目標の共有を行います。

さらに、環境教育主体間連携の推進や、環境教育指導者の派遣、具体的な環境学習プログラムのマニュアル提供、環境学習に必要な用具の貸し出し、教育拠点の活用や認定、それら拠点の紹介など、環境教育をより充実させるような環境を整備していきます。

8 各主体の役割

基本方針においても、各主体の役割が重要であるという認識のもと、取り組んできました。基本方針の考えを踏襲し、また、天津市環境基本計画（第2次）に示す目指す環境像では、「みんなで築く持続可能な湖都」を掲げており、全ての市民等が環境への配慮を行う必要があります。

このため、全ての主体が人と環境の関わりを理解し、協働することによって立場に応じた役割分担のもと、環境教育に取り組むことが必要です。

（1）市民の役割

日々の暮らしの中での環境への取組は非常に重要です。

子どもたちが成長する過程で、体験などを通じて自然を大切に思う気持ちや、ものを大切にすることを身に付けることが重要です。家庭において、省エネやリサイクルなどの取組による環境負荷の軽減も求められます。

地域の自治会、子ども会、NPOなどで行われる環境教育や環境保全活動イベントに積極的に参加し、更にはその運営に関わるなど地域に根ざした活動の輪を広げることが期待されます。

（2）市民団体の役割

市内には市民団体が多数存在し、美化活動、自然環境保全活動、地球環境保全活動など幅広い活動を行っており、その役割への期待が高まっています。

市民団体は自ら環境教育を展開するだけでなく、行政施策への参画やノウハウの提供など、環境教育の支援も期待されます。

（3）教育機関の役割

学校教育の場では、発達の段階に応じた環境教育により、環境人を育成する役割を担います。

さらに、学校教育における環境教育をより充実させるため、就学前教育・初等中等教育の教員の各所属機関実施の研修への参加のほか、教育現場以外での研修会などへの積極的参加を促していきます。

また、市内に立地する大学がまちづくり事業への知的及び人的な相互協力活動として、天津市と協定を締結しており、自主的なまちづくりに関する様々な分野での活動が進んでおり、環境教育においてもその取組が期待されます。

(4) 事業者の役割

ごみ減量・分別の徹底とリサイクルの推進や節水等の環境に配慮した事業活動に取り組むとともに、従業員に対し環境法令の研修などの環境教育を実施し、さらには地域社会の一員として環境保全活動を行うなどの役割が求められます。

また、山や琵琶湖における環境学習の実施や、自社工場への見学者の受け入れ、野外スポーツなどを行う事業者もあり、今後も市民等に対する更なる環境教育事業を担うことが期待されます。

(5) 市の役割

市は、この行動計画に沿って、本市の地域特性を生かした環境教育の施策を総合的、計画的に推進する役割を担います。

また、積極的に情報収集と情報提供を行い、市民、市民団体、教育機関、企業間の連携を支援するとともに、関係部局や機関との連携による総合的・横断的な取組を通じて協働を促進します。

さらに、市は自らも事業者であるという立場から、職員に対し環境教育を実施し、環境保全活動を推進します。

9 指標と目標

行動計画では、大津市環境基本計画（第2次）の施策推進計画において、事業推進の目標として定めているものの中から、下記の指標を用いて事業の進捗管理を行います。

番号	指標	目標	
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
1	自然家族事業累計延べ参加者数	5,589人	11,000人
2	「おおつ ECO FESTA」の参加者数	1,000人/回	1,500人/回
3	「エコライフデー」の参加世帯数	5,965世帯	20,000世帯

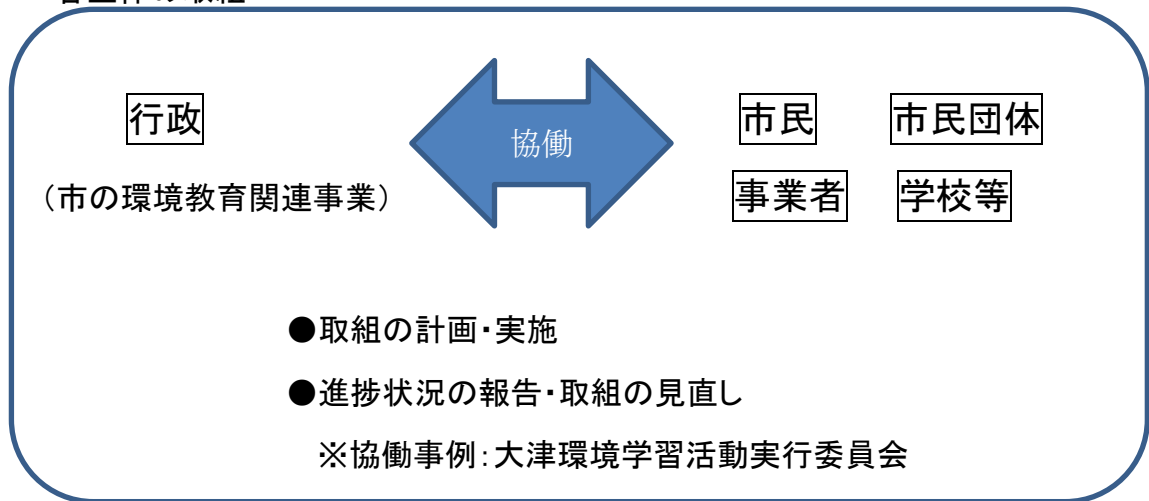
10 行動計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

環境人育成の実現に向け、本計画を効果的に推進するため、市の環境教育関連事業を実施する部署で構成される「大津環境人を育む行動計画推進委員会」を設置して、環境教育において、横断的な連携を図ります。また、市民や市民団体、事業者、行政が参画する「大津環境学習活動実行委員会」では、環境教育の企画や実施、事業の見直しに向けた評価など、協働で取り組んでいきます。

・大津環境人を育む行動計画

各主体の取組



●進捗状況の報告

・大津市環境基本計画(第2次)

- ・大津市環境審議会
- ・大津市環境施策推進本部



●公表

(2) 計画の進行管理

大津市環境基本計画により進行管理し、市のホームページに公表します。各年度の環境教育に係る施策の実績評価については、大津市環境白書の中で公表し、市のホームページにも公表します。具体的に取り組む事業については、社会の情勢などに応じて適宜見直しを行っていきます。

《用語の定義》

(1) 環境

自然環境と社会環境から構成されるもので、社会環境には人の営みに起因する生活環境及び歴史・文化的な環境を含むものとします。また、客観的に存在する状態ではなく、我々の認識を通して行動に影響を与える存在となつてはじめて「環境」として位置づけることができるものとします。

(2) 環境教育 ……EE [Environmental Education] ¹⁾

持続可能な社会の発展及び維持という人類共通の課題に対して、それぞれが自らの生活や仕事等を通じて、また地域・地球環境に接しながら、人と自然の関係、人と社会環境の関係（“人と人との関係”を含めて考えるものとし、以下の表現も同様とします。）を学び、生態系を含む自然的にも社会的にも豊かな生活を営むことが可能な環境の価値観や生き方を模索するとともに現在の社会構造の変革までも視野に入れて環境側面から思考し行動する過程に対して行うあらゆる教育及び学習とします。

また、人が自然と関わることを出発とするもので人類が子々孫々に至るまで生存し続けるための教育及び学習とも言えます。

1) 朝岡幸彦編著 2005 新しい環境教育の実践

今村光章編著 2005 持続可能性に向けての環境教育

大森 亨 2004 小学校環境教育実践試論

(3) 持続可能な開発のための教育……ESD [Education for Sustainable Development]

環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

かんきょうびと

(4) 環境人

大津市独自の表現で、持続可能な社会の発展及び維持という人類共通の課題に対し、生活や仕事等を通じて、また地域・地球環境に接しながら、人と自然、人と社会環境の関係について自ら関心を持ち、認識を深め、社会構造の変革までも視野に入れて主体性を持って責任ある行動を実践する人を表現します。

環境人は、家庭や地域社会の一員としての責任を持ち、現在及びこれからの環境のことを考えた生活や活動を進め、加えて仕事面においても同様に環境問題に対して積極的に取り組んでいきます。